

「舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正の主な改正内容

章	内 容	条項	改正の概要
第1章 総則	基本方針	第2条	・指定介護予防支援事業者が事業の運営に当たって連携に努める相手に、指定特定相談支援事業者(障害福祉制度の相談支援専門員)を追加。
第3章 運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	第6条	・事業の提供にあたり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業所等を紹介するよう求めることができることを説明することを義務づけ。 ・指定介護予防支援の提供開始時に、利用者について、病院等に入院する場合は担当職員の氏名等を入院先医療機関に伝えるよう求める。(新設)
	指定介護予防支援の具体的取扱方針	第32条	・サービス担当者会議について、利用者及びその家族の参加を基本とすることを追加。 ・担当職員は、介護予防サービス事業者等から情報提供を受けた利用者の服薬状況等や利用者の心身等状況について、必要な場合は利用者の同意を得て主治医等に情報提供する。(新設) ・担当職員は、利用者が医療系サービスの利用を希望する場合等は、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めることとされている(第22号)が、 <u>この意見を求めた主治医等に介護予防サービス計画を交付する。</u> (下線新設)

◎施行期日 平成30年4月1日